

埼玉県環境みらい資金融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）

第9条に基づき、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、貸付要綱第2条第1項第4号に規定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）で埼玉県環境みらい資金を融資実行した金融機関とする。

(利子補給金の額)

第3条 取扱金融機関に係る利子補給金の交付は、前期分及び後期分の年2回とし、次の方法で算出した額の範囲内において知事の定める額とする。

一 前期分については、当該年度の4月末日と8月末日の貸付残高の合計額を2で除した額に次号に定める利子補給率を乗じて得た額を2で除した額とし、後期分については、当該年度の10月末日と2月末日の貸付残高の合計額を2で除した額に次号に定める利子補給率を乗じて得た額を2で除した額とする。

二 前号における利子補給率は、貸付要綱第4条第1項第1号に定める経費にあっては、年1.2%（信用保証を付す場合は年1.5%）、第2号に定める経費にあっては、当該経費に係る基準金利に県の負担割合40.5%を乗じて得た率（小数点第3位以下切り捨て）とし、信用保証を付さない場合は算出の結果から年0.3%を減じた率とする。

三 貸付要綱第4条第1項第1号に定める経費について、前号に規定する利子補給率が当該経費に係る基準金利と同率またはこれを超える場合は、基準金利から0.01%を減じた率とする。

四 貸付要綱第4条第1項第2号に定める経費について、第2号に規定する利子補給率の算出の結果、年0.85%（信用保証を付さない場合は年0.55%）を超える場合は、これを超えないものとする。

五 第1号の残高には次のものは除外・控除する。

イ 最長融資期間を徒過したもの。

ロ 信用保証協会による代位弁済分。

- ハ 繰上償還があったときは、当該繰上償還額。
 - ニ 延滞があったときは、当該延滞している元金額。
- 2 前項の規定により算出した額（以下「算出額」という。）が1万円未満のときは利子補給は行わない。
 - 3 算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 4 知事は、第1項の規定にかかわらず、貸付要綱第3条に規定する者が貸付要綱第17条第1項各号の一に該当すると認められる場合は、当該貸付に係る利子補給金の全部又は一部を算出額から減額することができる。

（利子補給金の交付期間）

第4条 利子補給金を交付する期間は、貸付要綱第6条第2号で定める貸付期間内とする。

（申請書の様式）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1－2号のとおりとする。

（申請書の提出）

第6条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、利子補給金の交付を受けようとする期間の属する年の9月30日及び翌年の3月31日までの間でそれぞれ知事が別に定める日とする。

（記載事項等の省略等）

- 第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することを要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、様式第2－2号による環境みらい資金融資残高報告書とする。
 - 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定兼確定通知書の様式）

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第3－2号のとおりとする。

（利子補給金の請求）

第9条 規則第7条及び第14条により交付決定兼確定通知書の交付を受けた者

は、当該交付決定兼確定通知書を受領した日から10日以内に、様式第4-2号の環境みらい資金利子補給金請求書（金融機関用）により知事に請求するものとする。

（書類の整備等）

第10条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の交付に係る関係書類を利子補給金の交付を受けた年度から7年間保管しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、知事と取扱金融機関とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年5月30日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県公害防止整備資金利子補助要綱（昭和46年6月1日決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の適用の際現に埼玉県公害防止整備資金利子補助要綱（昭和46年6月1日決裁）の適用を受けていた者に係る利子補助については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年6月6日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年11月1日から施行し、昭和52年10月3日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年7月1日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年5月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年1月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年1月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給金の率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年12月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に、ダイオキシン対策のための廃棄物処理施設の整備に要する経費を対象として貸付を受けた場合には、第3条第1項における利子補給率は、同条第3項に定める利子補給率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者（この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく施設に係る借入申込みをした者を含み、自動車に係る借入申込みをした者を除く。）に対する利子補給率については、なお従前の例による。
- 3 平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に、ダイオキシン対策のための廃棄物処理施設の整備に要する経費を対象として貸付を受けた場合には、第3条第1項における利子補給率は、同条第3項に定める利子補給率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の「彩の国環境創造資金及び青空再生低公害車導入資金利子補給金交付要綱」に基づいて利子補給金の交付を受けている者（この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者を含む。）に対する利子補給金の額については、なお従前の例による。
- 3 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に、ダイオキシン対策のための廃棄物処理施設の整備に要する経費を対象として貸付を受けた場合には、第3条第1項第1号における利子補給率は、同条同項第3号に定める利子補給率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者（この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者を含む。）に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者(この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者を含む。)に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者(この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者を含む。)に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者(この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者を含む。)に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者(この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者を含む。)に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子補給金の交付を受けている者(この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者を含む。)に対する利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の環境みらい資金利子補給金交付要綱に基づいて利子

補給金の交付を受けている者（この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者を含む。）に対する利子補給率については、なお従前の例による。